平成２３年（フ）第２１４１号
新潟県新潟市西蒲区巻甲4188―１、住民票上の住所埼玉県北本市東間７丁目216番地１
債務者　田邉　　温
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久保村康史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後４時
５　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１７８８号
京都府京田辺市花住坂３―22―18、外国人登録原票上の住所京都府宇治市大久保町北ノ山74番地
債務者　金山金銀糸製作所こと金山明弘こと
金　　明漢
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村山　　晃
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月25日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４９５号
宮崎市大字恒久940番地　バンベールハウスＡ棟201号
債務者　嶋田　象一
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　秀樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３３６８号
横浜市栄区公田町740番地　25棟402号
債務者　山下　次義
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山田　一誠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月16日午後１時20分
５　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４２号
宮崎県日南市大字星倉5049番地　松下方
債務者　以倉　忠信
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　湯治　克治
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３６号
福島県会津若松市門田町大字飯寺字上川原１番地の21
債務者　徳永　美加（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第４２７号
群馬県前橋市富士見町皆沢96番地２
債務者　原澤　紀子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
群馬県佐波郡玉村町大字角渕5386番地２　カネザワハイム玉村２Ｅ
債務者　青島　克郎
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４３号
群馬県伊勢崎市平井町1521番地３
債務者　関根キヨ子
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４７４号
群馬県伊勢崎市境保泉１丁目８番地10
債務者　久保佐紀子（旧姓金子）
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
群馬県伊勢崎市長沼町655番地８　富士ハイツ202
債務者　太田　　竜
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４９０号
群馬県伊勢崎市長沼町655番地８　富士ハイツ202
債務者　仲程カレン（ＮＡＫＡＨＯＤＯ　ＭＯＲＯＭＩＳＡＴＯ　ＫＡＲＥＮ）
１　決定年月日時　平成23年12月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１５２号
群馬県高崎市吉井町吉井913番地７
債務者　堀越知恵子
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３６９号
群馬県藤岡市立石新田227番地
債務者　坂本　伸治
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４１８号
群馬県富岡市妙義町下高田756番地
債務者　清水亜紀子
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４２０号
群馬県高崎市上中居町445番地２　レオパレスマックス101号
債務者　星野　　卓
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４２７号
群馬県高崎市日高町甲184番地
債務者　畑　　尚志
１　決定年月日時　平成23年12月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部